

閲覧用

—皆様のご意見をお寄せください—

環境衛生営業関係法施行
条例の制定について

平成 24 年 8 月



区内の理容所、美容所、公衆浴場等の許可又は確認等を行う場合の衛生措置等の基準については、これまで東京都が各法律の施行条例を制定し、区が必要な事務を行っていました。平成23年8月26日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）が公布され、特別区においては区長が条例で環境衛生営業に関する衛生措置等の基準を規定することになりました。

権限移譲に伴い、区内の営業施設等の実態や新興感染症の流行状況等を踏まえ、構造設備基準や衛生措置の基準等に関する規定を区が条例で制定し、あわせて審査基準等を定めることとしました。

「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、次の条例（案）等の骨子をお知らせするとともに、皆様のご意見を伺います。

- 1 （仮称）理容師法施行条例
- 2 （仮称）美容師法施行条例
- 3 （仮称）旅館業法施行条例
- 4 （仮称）公衆浴場法施行条例

各法律で条例により定めるとされた項目及びその項目を規定するための各条例（案）骨子及び審査基準（案）骨子は別紙のとおりです。

ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

はがき、封書、ファックス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙により、ご意見をお寄せください。また、区公式ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所（あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。（お名前等の公表はいたしません）

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する区の考え方は、平成24年10月上旬に公表する予定です。

【 閲 覧 場 所 】

杉並保健所生活衛生課、区政資料室（区役所西棟2階）、
区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

◎ 意見募集期間 平成24年8月11日（土）～平成24年9月11日（火）

◎ 意見提出先 杉並保健所生活衛生課

〒167-0051 杉並区荻窪5丁目20番1号

FAX 03（3391）1926

E-mail SEIKATUEISEI-K@city.suginami.lg.jp

◎ 区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

◎ 問い合わせ先 杉並保健所生活衛生課

TEL 03（3391）1991

1-1 理容師法で条例により定めるとされた項目

- (1) 理容師法第9条第3号に規定する理容の業を行う場合に講ずべき措置に関する基準
- (2) 理容師法第12条第4号に規定する理容所について講ずべき措置に関する基準
- (3) 理容師法施行令第4条3号に規定する理容所以外の場所に置いて業を行うことができる場合

1-2 条例制定の考え方

都条例の内容を踏襲しますが、以下の変更点があります。
変更内容と変更理由は以下のとおりです。

項目	変更内容	変更理由
理容所について講ずべき措置	手指等を洗浄するため、水道から給水され下水道に排水される構造の洗浄設備を設ける規定を追加します。	理容所の衛生を確保するため、手指、器具及び布片類を洗浄する洗浄設備を設ける必要があるため。
理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合のうち、山間部に関する規定	山間部等理容所がない場所で理容の業を行う場合の規定は設けません。	杉並区には該当する場所が存在しないため。

1-3 理容師法施行条例（案）骨子

- (1) 趣旨
この条例は、理容師法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- (2) 理容の業を行う場合に講ずべき措置
 - ① 清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクを使用し、身体は清潔に保つこと。
 - ② 器具は消毒済と未消毒と分けて別々の容器に収めておくこと。
 - ③ 消毒薬は、随時取り換え、常に清潔に保つこと。
- (3) 理容所について講ずべき措置
 - ① 一作業室の床面積は、13平方メートル以上であること。
 - ② 最低床面積に設置できる作業いす台数は3台まで、それを超えた場合の作業いす1台ごとに必要な面積は4.9平方メートルであること。
 - ③ 作業室に作業中の客以外の者をみだりに立ち入らせないこと。
 - ④ 手指等を洗浄するため、水道から給水され下水道に排水される構造の洗浄設備又はこれに類する設備として区長が別に定めるものを設けること。
- (4) 理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合

- ① 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合
- ② 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

1-4 審査基準（案）骨子

条例（案）骨子の（3）④の区長が別に定めるものは、小規模給水施設から給水され、下水道に排水される設備とする。

2-1 美容師法で条例により定めるとされた項目

- (1) 美容師法第8条第3号に規定する美容の業を行う場合に講ずべき措置に関する基準
- (2) 美容師法第13条第4号に規定する美容所について講ずべき措置に関する基準
- (3) 美容師法施行令第4条3号に規定する美容所以外の場所に置いて業を行うことができる場合

2-2 条例制定の考え方

都条例の内容を踏襲しますが、以下の変更点があります。
変更内容と変更理由は以下のとおりです。

項目	変更内容	変更理由
美容所について講ずべき措置	手指等を洗淨するため、水道から給水され下水道に排水される構造の洗淨設備を設ける規定を追加します。	美容所の衛生を確保するため、手指、器具及び布片類を洗淨する洗淨設備を設ける必要があるため。
美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合のうち、山間部に関する規定	山間部等理容所がない場所で美容の業を行う場合の規定は設けません。	杉並区には該当する場所が存在しないため。

2-3 美容師法施行条例（案）骨子

- (1) 趣旨
この条例は、美容師法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- (2) 美容の業を行う場合に講ずべき措置
 - ① 清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクを使用し、身体は清潔に保つこと。
 - ② 器具は消毒済と未消毒と分けて別々の容器に収めておくこと。
 - ③ 消毒薬は、随時取り換え、常に清潔に保つこと。
- (3) 美容所について講ずべき措置
 - ① 一作業室の床面積は、13平方メートル以上であること。
 - ② 最低床面積に設置できる作業いす台数は6台まで、それを超えた場合の作業いす1台ごとに必要な面積は3平方メートルであること。
 - ③ 作業室に作業中の客以外の者をみだりに立ち入らせないこと。
 - ④ 手指等を洗淨するため、水道から給水され下水道に排水される構造の洗淨設備又はこれに類する設備として区長が別に定めるものを設けること。
- (4) 美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合

- ① 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合
- ② 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

2-4 審査基準（案）骨子

条例（案）骨子の（3）④の区長が別に定めるものは、小規模給水施設から給水され、下水道に排水される設備とする。

3-1 旅館業法で条例により定めるとされた項目

- (1) 旅館業法第3条第3項第3号及び同条第4項に規定する営業施設の設置許可の基準並びに許可を与える場合に意見を求める対象としての社会教育施設等の指定に関する基準
- (2) 旅館業法第4条第2項に規定する旅館業の営業施設及び宿泊者の衛生に必要な措置に関する基準
- (3) 旅館業法第5条第3号に規定する宿泊を拒むことができる事由
- (4) 旅館業法施行令第1条第1項第11号に規定するホテル営業の施設の構造設備の基準
- (5) 旅館業法施行令第1条第2項第10号に規定する旅館営業の施設の構造設備の基準
- (6) 旅館業法施行令第1条第3項第7号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準
- (7) 旅館業法施行令第1条第4項第5号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準

3-2 条例制定の考え方

都条例の内容を踏襲しますが、以下の変更点があります。
変更内容と変更理由は以下のとおりです。

項目	変更内容	変更理由
社会教育施設等の意見聴取	意見聴取の対象である学校及び図書館以外の施設について、告示に替え、条例及び規則で規定します。	対象施設の新設、変更、廃止があった際に的確に対応するため。
宿泊者の衛生に必要な措置の基準	浴槽について、循環ろ過に関する規定を設けます。	循環ろ過器を使用する場合は、一定の水質が確保されるため、完全換水の頻度を緩和できるため。
	補給水用貯湯槽の清掃消毒や湯水の温度の規定は、温泉水に限らない旨の規定とします。	加温し貯留する補給水及び貯湯槽は、温泉水に限らずレジオネラ属菌による汚染を防止する必要があるため。
簡易宿所営業の施設の構造設備の基準	宿泊者の利用しやすい位置に、玄関帳場を設置することを規定します。	宿泊しようとする人が、適正に利用できるようにするため。

3-3 旅館業法施行条例（案） 骨子

- (1) 趣旨
この条例は旅館業法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- (2) 社会教育施設等の意見聴取
旅館業法第3条第3項第3号で規定する施設は、次のとおりとする。
 - ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第1条に規定する学校(大学を除く。)の教育課程に相当するもの
 - ② 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - ③ 博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので区長が別に定めるもの。
- (3) 宿泊者の衛生に必要な措置等の基準
 - ① 換気、照明、採光、防湿の措置の基準を遵守すること。
 - ② 施設を清潔にしておくこと。
 - ③ 寝具類を宿泊客ごとに交換、洗濯すること。
 - ④ 一客室には区長が別に定めるところにより算定した客室の有効面積に基づき、宿泊者1人当たりに必要な次の面積の基準を超えて、宿泊者を宿泊させないこと。
 - ア ホテル営業、旅館営業及び下宿営業は1人当たり3平方メートル
 - イ 簡易宿所営業は1人当たり1.5平方メートル
 - ⑤ 客室にガス設備を設ける場合の措置の基準を遵守すること。
 - ⑥ 浴室については次の基準を遵守すること。
 - ア 湯栓及び水栓には清浄な湯水を十分に供給すること。
 - イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過する場合にあっては、週1回以上換水し、清掃すること。
 - ウ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。
 - エ 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に注入される温水を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用する場合は、次の措置を講じること。
 - (ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区長が別に定めるところにより定期的に清掃及び消毒を行うこと。
 - (イ) 貯湯槽内の湯を区長が別に定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。
 - ⑦ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。
 - ア 区長が別に定めるところにより、定期的にろ過器の逆洗浄・消毒、配管の消毒、集毛器の清掃を行うこと。
 - イ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保ち、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。
 - ウ 浴槽水は、区長が別に定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。
 - ⑧ 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。
 - ⑨ 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、洗浄及び消毒された清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

- ⑩ 宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置くこと。
- (4) 宿泊を拒むことができる事由
宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるときや、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (5) 営業者の遵守事項
- ① 客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと。
 - ② 玄関帳場には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。
 - ③ 営業施設には、営業従事者名簿を備え付け、区長が別に定める事項を記載しておくこと。
- (6) ホテル営業の施設の構造設備の基準
- ① 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。
 - ② 宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さのロビー及び食堂を有すること。
 - ③ 調理場は、壁、板その他適当な物により他の部屋等から区画され、宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さ及び十分な能力の換気設備を有すること。出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防臭設備を設けること。
 - ④ 客室は、次の基準によること。
 - ア 一客室の床面積は、区長が別に定める構造部分の床面積を合計して、政令に規定する面積以上であること。
 - イ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。
 - ⑤ 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有し、収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。
 - ⑥ 浴室は、次の基準によること。
 - ア 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。
 - イ 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。
 - ウ 和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。
 - エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、構造設備の基準を遵守すること。
 - ⑦ 便所は、各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、区長が別に定める基準により、合計定員に応じた便器の数を設置すること。
 - ⑧ 共同洗面所を設ける場合には、区長が別に定める、合計定員に応じた給水栓の数を設置すること。
- (7) 旅館営業の施設の構造設備の基準
- ① 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。
 - ② 調理場を設ける場合には、配膳に支障が生じないような十分な広さを有する配膳室を付設すること。
 - ③ 前号の配膳室には、食器戸棚及び適当な高さの配膳台を設けること。
 - ④ 「(6) ホテル営業の施設の構造設備の基準」④から⑧の基準を準用し、③調理場の基準は旅館営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

(8) 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準

- ① 宿泊者の利用しやすい位置に受付等の事務に適した玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
- ② 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。
- ③ 一客室の床面積は、区長が別に定める構造部分の床面積を合計して、3平方メートル以上であること。
- ④ 客室の床面積は区長が別に定める構造部分の床面積を合計して、政令に規定する面積以上であること。
- ⑤ 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。
- ⑥ 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。
- ⑦ 「(6) ホテル営業の施設の構造設備の基準」④イ、⑤から⑧の基準を準用し、③調理場の基準は簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

(9) 下宿営業の施設の構造設備の基準

- ① 一客室の床面積は、区長が別に定める構造部分の床面積を合計して、4.9平方メートル以上であること。
- ② 各客室には、押し入れを設けること。
- ③ 「(6) ホテル営業の施設の構造設備の基準」④イ、⑦から⑧の基準を準用し、③調理場の基準は下宿営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

(10) 構造設備基準の適用除外

旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業において、準用するホテル営業の構造設備基準のうち、調理場、便所、共同の洗面所の設置基準は、営業の規模、施設の利用形態に応じ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は基準を適用しないことができる。

3-4 審査基準(案) 骨子

(1) 条例(案)骨子の(2)③の区長が別に定めるものは、次のとおりとする。

- ① 東京都立公園条例(昭和31年東京都条例第107号)第2条に規定する都立公園及び杉並区立公園条例(昭和51年杉並区条例第27号)第2条第2項に掲げる都市公園、同条第3項に規定する都市公園以外の公園、同条第5項に規定する有料施設(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域に位置するものを除く。)
- ② 杉並区立社会教育センター条例(昭和63年条例第21号)第1条に規定する杉並区立社会教育センター
- ③ 杉並区立科学館条例(昭和44年条例第14号)第1条に規定する杉並区立科学館
- ④ 杉並区立郷土博物館条例(昭和63年条例第22号)第1条に規定する杉並区立郷土博物館
- ⑤ 杉並区体育施設等に関する条例(昭和32年条例第3号)第2条に掲げる体育施設等
- ⑥ 杉並区遊び場等の設置及び管理に関する要綱(昭和60年杉土公発第76号)第

2条第2号に規定する遊び場（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域に位置するものを除く。）

- (2) 条例（案）骨子の（3）④の区長が別に定めるところにより算定する部分は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等に使用する床面積の合計とする。
- (3) 条例（案）骨子の（3）⑥エ（ア）の区長が別に定める貯湯槽内部の清掃及び消毒の基準は、1年に1回以上行うものとし、（イ）の貯湯槽内の湯の温度の基準は、60℃とする。
- (4) 条例（案）骨子の（3）⑦アの区長が別に定める基準は、ろ過器の逆洗浄及び消毒は、1週間に1回以上行うものとする。配管の消毒は1週間に1回以上行うものとする。集毛器の清掃は毎日行うものとする。
- (5) 条例（案）骨子の（3）⑦ウの区長が別に定める基準は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認する。
- (6) 条例（案）骨子の（5）③の区長が別に定める事項は、次のとおりとする。
- ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 住所
 - ④ 従事職種
 - ⑤ 就業年月日
- (7) 条例（案）骨子の（6）④ア、（8）③、（9）①の区長が別に定める構造部分は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分とする。
- (8) 条例（案）骨子の（6）⑦の区長が別に定める合計定員に応じた便器の数は下表のとおりとする。

合計定員数	数
5人以下	2
6人以上10人以下	3
11人以上15人以下	4
16人以上20人以下	5
21人以上25人以下	6
26人以上30人以下	7
31人以上300人以下	30人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする。)を増すごとに1を7に加算した数
301人以上	300人を超えて20人(20人に満たない端数は、20人とする。)を増すごとに1を34に加算した数

- (9) 条例（案）骨子の（6）⑧の区長が別に定める合計定員に応じた給水栓の数は下表のとおりとする。

合計定員数	数
5人以下	1
6人以上10人以下	2

11人以上15人以下	3
16人以上20人以下	4
21人以上25人以下	5
26人以上30人以下	6
31人以上	30人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする。)を増すごとに1を6に加算した数

4-1 公衆浴場法で条例により定めるとされた項目

- (1) 公衆浴場法第2条第3項に規定する設置の場所の配置の基準
- (2) 公衆浴場法第3条第2項に規定する入浴者の衛生及び風紀の保持に必要な措置の基準

4-2 条例制定の考え方

都条例の内容を踏襲しますが、以下の変更点があります。
変更内容と変更理由は以下のとおりです。

項目	変更内容	変更理由
公衆浴場の措置の基準	浴槽について、循環ろ過に関する規定を設けます。	循環ろ過器を使用する場合は、一定の水質が確保されるため、完全換水の頻度を緩和できるため。
	補給水用貯湯槽の清掃消毒や湯水の温度の規定は、温泉水に限らない旨の規定とします。	加温し貯留する補給水及び貯湯槽は、温泉水に限らずレジオネラ属菌による汚染を防止する必要があるため。

4-3 公衆浴場施行条例（案）骨子

- (1) 趣旨
この条例は、公衆浴場の設置の場所の基準並びに浴場業の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置等の基準を定めるものとする。
- (2) 設置場所の配置の基準
普通公衆浴場の設置場所は、既設の普通公衆浴場と200メートル以上の距離を保たなければならないこととする。
- (3) 普通公衆浴場の措置の基準
 - ① 施設内は床面において一定の照度を有し、清潔を保持すること。
 - ② 男女の脱衣室及び浴室の境界には見通せない障壁を設け、一定以上の年齢の男女を混浴させないこと。外部から見通せない構造であること。
 - ③ 入浴者用便所は、脱衣室から入浴者の利用しやすい場所に、男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗いを備えること。
 - ④ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過する場合には、週1回以上換水し、清掃すること。
 - ⑤ 浴槽水は満杯を保ち、水質基準を維持すること。浴槽には、入浴者の見やすい位置に温度計を設置すること。
 - ⑥ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。
 - ア 区長が別に定めるところにより、ろ過器の逆洗浄・消毒、配管の消毒、集毛器の清掃を行うこと

イ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるよう保ち、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

ウ 浴槽水は、区長が別に定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

⑦ 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に注入される温水を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用する場合は、次の措置を講じること。

ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区長が別に定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

イ 貯湯槽内の湯を区長が別に定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

⑧ 浴槽水の消毒、水質検査の記録、清掃等維持管理の記録を保存すること。

⑨ 脱衣室、洗い場の床面積は男女それぞれ15平方メートル以上、浴槽の合計床面積は男女それぞれ4平方メートル以上とする。浴室の床面積5平方メートルにつき湯栓及び水栓をそれぞれ1個以上設けること。

⑩ 入浴者の履物及び衣類を安全に収納又は保管する設備を設けること。

⑪ 屋外に浴槽を設ける場合は、男女それぞれ及び外部から見通せない構造とすること。また、脱衣室又は浴室から直接出入できる構造とし、屋外に洗い場を設けないこと。

⑫ 循環ろ過した浴槽水をシャワー、打たせ湯等に使用しないこと。

⑬ 入浴者用飲料水の設備を設ける場合にはその旨を表示し、水道法水質基準を満たす水質の水を供給すること。

⑭ 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けないこと。

(4) その他の公衆浴場の措置の基準

「(3) 普通公衆浴場の措置の基準」のうち⑨を除く基準を適用するほか、熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設け、かつ、熱源に入浴者が直接接触できない構造であること。

4-4 審査基準（案）骨子

(1) 条例（案）骨子の（3）⑥アの区長が別に定める基準は、ろ過器の逆洗浄及び消毒は、1週間に1回以上行うものとする。配管の消毒は1週間に1回以上行うものとする。集毛器の清掃は毎日行うものとする。

(2) 条例（案）骨子の（3）⑥ウの区長が別に定める基準は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認する。

(3) 条例（案）骨子の（3）⑦アの区長が別に定める貯湯槽内部の清掃及び消毒の基準は、1年に1回以上行うものとし、イの貯湯槽内の湯の温度の基準は、60℃とする。

ご意見をお寄せください

(仮称) 理容師法施行条例、美容師法施行条例、旅館業法施行条例、公衆浴場法施行条例の制定について

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください（お名前等の公表はいたしません）

1 杉並区内にお住まいの方

お名前： _____ ご住所 _____

2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前 _____ ご住所 _____
勤務先 _____
学校名 _____ 所在地 _____

3 事業者の方

事業者名 _____ 所在地 _____
代表者名 _____

【ご意見をご記入ください、裏面にもご記入できます】

【提出方法】ご記入後、この用紙を受け取られた窓口に直接提出していただくか、下記提出先に郵便、ファックスでお送りください。Eメールでもご意見をお受けしています。また、区公式ホームページの「電子掲示板」にご意見を書き込むこともできます。なお、「電子掲示板」を初めてご利用される場合は、事前登録が必要になります。

☆ 期 限 平成24年9月11日（火）必着

☆ 提出先 杉並区杉並保健所 生活衛生課

〒167-0051 杉並区荻窪5丁目20番1号

電 話 03（3391）1991

FAX 03（3391）1926

E-mail SEIKATUEISEI-K@city.suginami.lg.jp

区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>